

議第 5 号

高島市会計年度任用職員の報酬、期末手当および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 3 年 3 月 1 日

高島市長 福 井 正 明

高島市会計年度任用職員の報酬、期末手当および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

高島市会計年度任用職員の報酬、期末手当および費用弁償に関する条例（令和元年高島市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 項中「前 2 項」を「前 3 項」に改める。

第 1 8 条を第 1 9 条とし、第 1 7 条の次に次の 1 条を加える。

（休職者の報酬等）

第 1 8 条 会計年度任用職員が公務上負傷し、もしくは疾病にかかり、または通勤（地方公務員災害補償法（昭和 4 2 年法律第 1 2 1 号）第 2 条第 2 項および第 3 項に規定する通勤をいう。）により負傷し、もしくは疾病にかかり、地方公務員法第 2 8 条第 2 項第 1 号に掲げる事由に該当して休職にされた場合に限り、報酬および期末手当を支給する。

別表第 1 の表中

「

(5) 保育士	行政職給料表	1 級	9 号給から 4 5 号給まで
		2 級	9 号給から 2 5 号給まで

」を

「

(5) 保育士	行政職給料表	1 級	9 号給から 4 7 号給まで
		2 級	1 1 号給から 2 7 号給まで

」に

改める。

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。